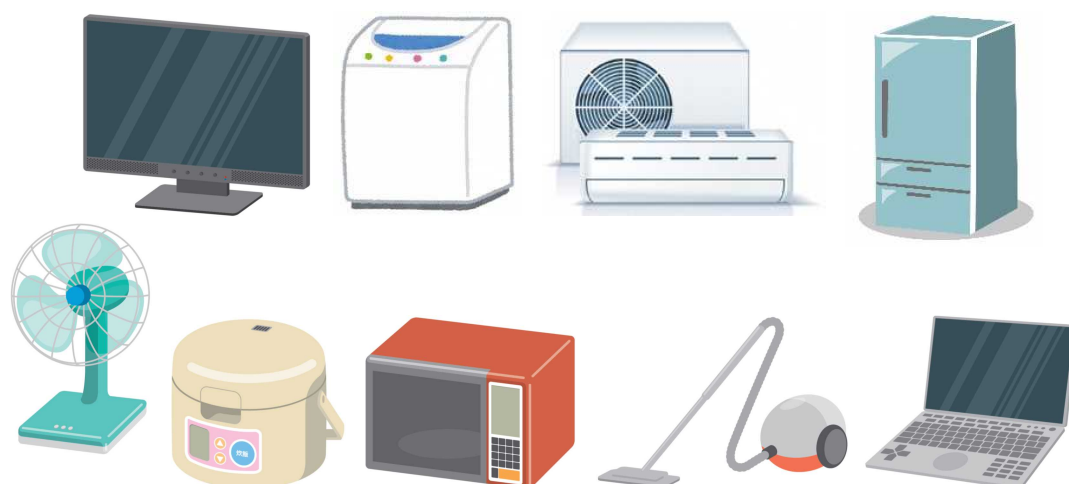


# 有害使用済機器の保管等届出制度について

～平成30年4月1日から新たな制度が始まりました～



平成30年4月  
金沢市

## 1. 目的

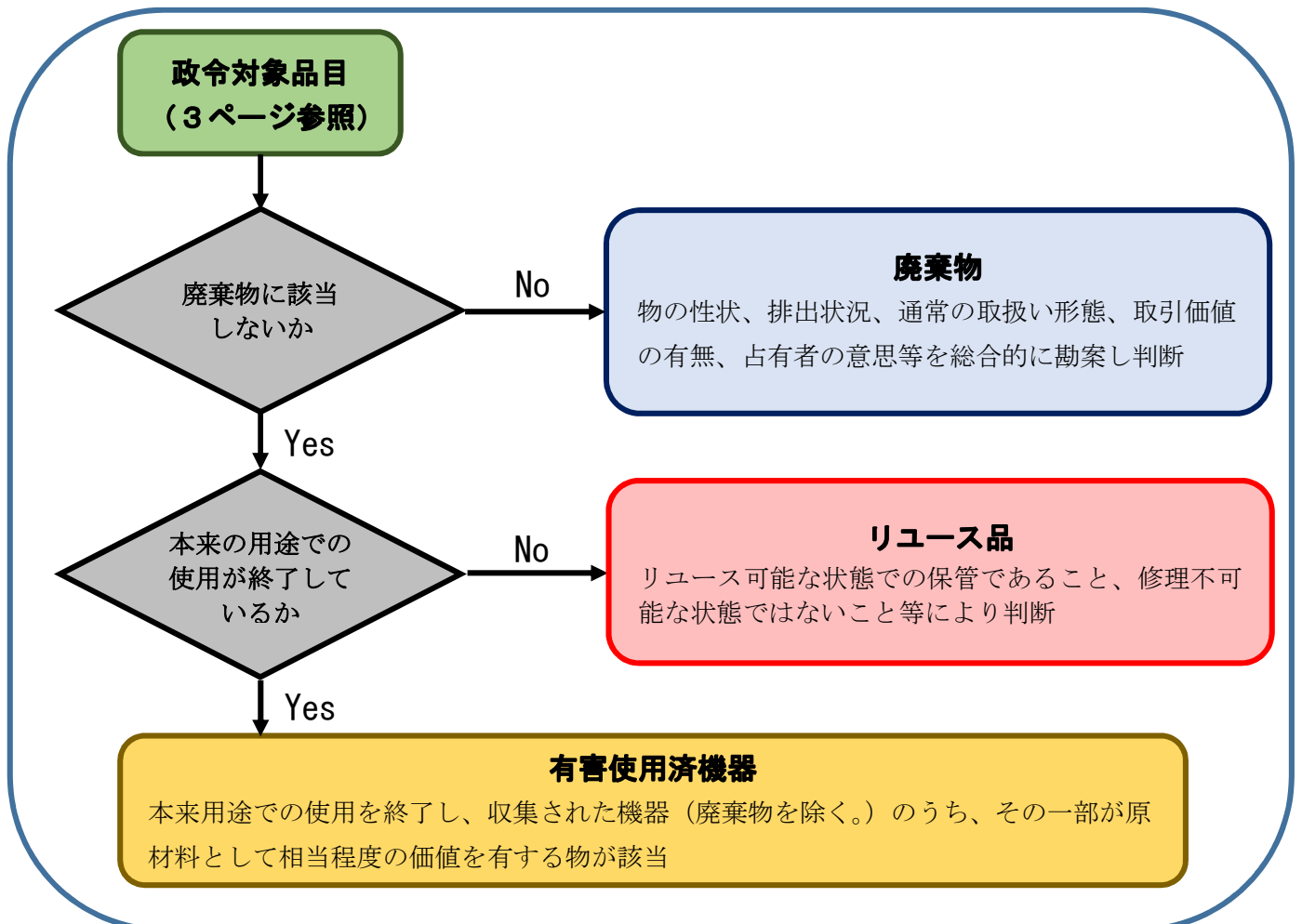
本来の用途での使用を終了した電気電子機器等が、十分な環境保全措置が講じられないまま保管又は処分されることにより、火災の発生等を含む生活環境上の支障が生じていることから、この問題に対応するために新たな制度が設けられました。

## 2. 主な制度の内容

- ①使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを有害使用済機器として定義
- ②金沢市内で有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者に対し金沢市長への届出を義務化
- ③保管・処分に関する基準遵守の義務化
- ④金沢市長による報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加（これらに違反があった場合は罰則の対象）

## 3. 有害使用済機器の該当性の判別

有害使用済機器は、対象品目に指定された機器（次頁参照）のうち、廃棄物ではなく、かつ、リユース（再使用）されないものを指します。



## 4. 有害使用済機器品目一覧

対象となる有害使用済機器は以下の機器です。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（関連部分抜粋）

1. ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	17. 電気マッサージ器
2. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	18. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
3. 電気洗濯機及び衣類乾燥機	19. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
4. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの	20. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
5. 電動ミシン	21. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	22. 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
7. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	23. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く）
8. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	24. デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
9. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	25. デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. フィルムカメラ	26. パーソナルコンピュータ
11. 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	27. プリンターその他の印刷用電気機械器具
12. ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く）	28. ディスプレイその他の表示用電気機械器具
13. 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く）	29. 電子書籍端末
14. 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く）	30. 電子時計及び電気時計
15. 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	31. 電子楽器及び電気楽器
16. ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩

※今後の改正により、品目が追加になることがあります。

## 5. 保管基準について

有害使用済機器を保管する際は、次の事項を遵守してください。

- (1) 保管場所は以下の基準を満たす場所で行うこと。
  - ①保管場所の周囲に囲いを設けること。
  - ②保管場所の外部から見やすい箇所に、有害使用済機器の保管場所であることなどの必要事項を表示した掲示板を設置すること。
- (2) 保管場所からの汚水の飛散流出等を防止するため、以下の措置を講ずること。
  - ①保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合は、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
  - ②屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた有害使用済機器の高さが、環境省令に規定される高さを超えないようにすること。(別図参照)
  - ③有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
  - ④その他必要な措置を講ずること。
- (3) 騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 火災発生等を防止するため、以下の措置を講ずること。
  - ①その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
  - ②電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
  - ③保管の単位の面積を 200m<sup>2</sup>以下とすること。
  - ④隣接する保管の単位の間隔は、2m 以上とすること。
  - ⑤その他必要な措置を講ずること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

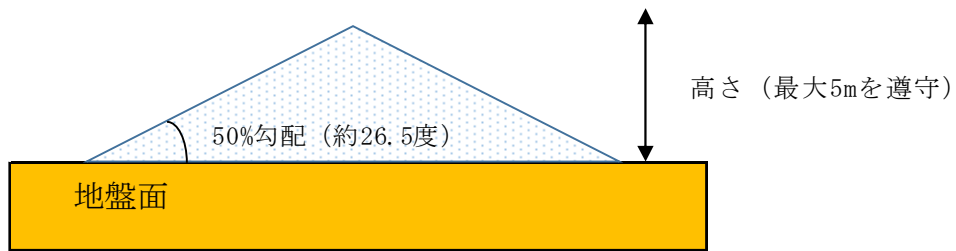
## 6. 処分又は再生の基準について

有害使用済機器を処分又は再生する際は、次の事項を遵守してください。

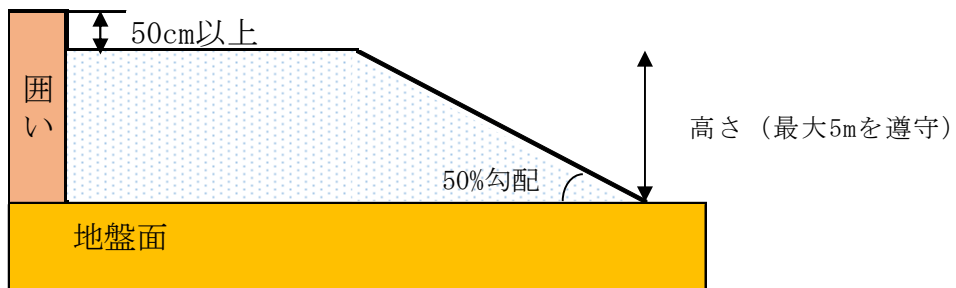
- (1) 処分又は再生場所からの汚水の飛散流出等を防止するため、以下の措置を講ずること。
  - ①有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
  - ②その他必要な措置を講ずること。
- (2) 騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 火災発生等を防止するため、以下の措置を講ずること。
  - ①その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
  - ②電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
  - ③その他必要な措置を講ずること。
- (4) 焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行わないこと。

別図（屋外で容器を用いずに保管する場合の高さ制限）

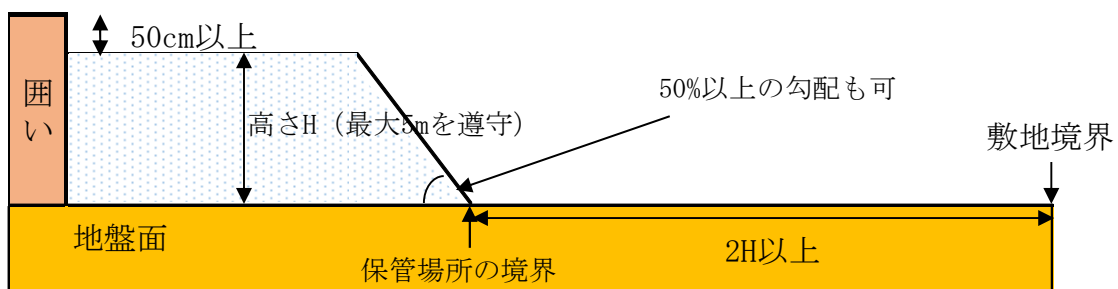
（1）有害使用済機器が囲いに接しない場合



（2）有害使用済機器が囲いに接する場合



（3）有害使用済機器が三方に囲まれ、かつ、敷地境界までの距離が保管高さの2倍以上ある場合



※敷地境界までの距離が2倍以上ない場合は、（2）の保管方法（50%勾配）になります。

## 7. 帳簿の作成及び保存の義務

有害使用済機器保管等業者は、事業場ごとに帳簿を備え、保管、処分又は再生について次に掲げる事項を記載しなければなりません。帳簿は、毎月末までに前月中における事項について記載を終了する必要があります。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間は事業場ごとに保存しなければなりません。

保管	①受入年月日 ②受け入れた場合には、受入先ごとの受入量及び受け入れた有害使用済機器の品目 ③搬出した場合には、搬出した年月日、搬出先ごとの搬出量及び有害使用済機器の品目
処分又は再生	①処分又は再生年月日 ②処分又は再生した場合には、処分方法ごとの処分量又は再生方法ごとの再生量及び処分又は再生した有害使用済機器の品目 ③処分又は再生に伴って生じた廃棄物、再生品及びその他の物の持出年月日、当該物の持出先ごとの持出量並びに処分又は再生した有害使用済機器等の品目

## 8. 有害使用済機器の保管等届出

金沢市内で有害使用済機器の保管又は処分若しくは再生を業として行おうとする場合は、事業を開始する10日前までに環境指導課に届出が必要です。

なお、法施行時（平成30年4月1日）事業を行っている者については、平成30年10月1日までに届出が必要です。

### 届出書類

- ① 有害使用済機器保管等届出書（様式第35号の2）
- ② 添付書類
  - i 事業計画の概要を記載した書類
  - ii 事業場の平面図及び付近の見取図
  - iii 事業の用に供する施設の処理方式、構造等の概要、平面図等及び設計計算書並びに付近の見取図
  - iv ii、iiiの所有権を有すること（所有権を有しない場合は使用权）を証する書類
  - v 処分又は再生により生じた廃棄物の処理方法
  - vi 届出者が個人の場合は、住民票の写し
  - vii 届出者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - viii 届出者が未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人の場合は、法定代理人の住民票の写し

## 9. 届出除外対象者

有害使用済機器を保管等する場合でも、届出が不要な場合があります。詳細については、環境指導課までお問い合わせください。

○届出が不要となる場合の例

- (1) 廃棄物・リサイクル関係法令の許可等を受けた者（廃棄物処理法に基づく許可業者等及び家電・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等）
- (2) 事業場の敷地面積が 100 平方メートル未満の小規模事業者
- (3) 本来業務が有害使用済機器の保管ではなく、本来業務に付随する形で有害使用済機器の保管を一時的に行う者（不良品等のリコール品、型落ち在庫等を処分のために、本業に付随して一時保管を行う製造業者等）

## 10. 罰則（廃棄物処理法）

違 反	罰 則
第 25 条 措置命令違反	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこれを併科
第 26 条 改善命令違反	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科
第 30 条 有害使用済機器保管等届出・変更届出義務違反 報告拒否・虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避	30 万円以下の罰金

※保管の基準に違反して保管している場合や処分又は再生の基準に違反して処分又は再生している場合は、措置命令又は改善命令の対象になります。

## 11. 問い合わせ先一覧

問合せ・届出先	所在地	電話番号	保管場所又は 処分・再生場所の所在地
金沢市環境指導課	〒921-8016 金沢市東力町ハ 284	TEL : 076-220-2521 FAX : 076-260-7193	金沢市内
石川県廃棄物対策課	〒920-8580 金沢市鞍月 1-1	TEL : 076-225-1474 FAX : 076-225-1473	金沢市を除く 石川県内